

県税を納める時期

区 分	納める時期	納める方法
個人県民税 (給与所得者) (年金所得者)	(6月) 1期 (8月) 2期 (10月) 3期 (1月) 4期 (毎月給料から引き落とし) (4月・6月・8月・10月・12月・2月 年金から引き落とし)	普通徴収 (給与支払者・ 年金支払者が 特別徴収して納入)
法人県民税	事業年度終了後2月以内(原則として) 事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内	確定申告納付 中間(予定)申告納付
県民税利子割	翌月10日まで	申告納入
県民税配当割	翌月10日まで	(1月) 年分 (源泉徴収口座を 利用する場合)
県民税株式等譲渡所得割		(1月) 年分
個人事業税	(8月) 年分 (11月) 年分	普通徴収
法人事業税、特別 法人事業税および 地方法人特別税*	事業年度終了後2月以内(原則として) 事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内	確定申告納付 中間(予定)申告納付
地方消費税	1 国内取引 個人事業者…課税期間(1月1日からその年の12月31日まで)の翌年の3月末日まで 法人…課税期間(事業年度)の終了の日から2月以内 ※直前の課税期間における年税額が一定額を超える事業者は、中間申告と納付が必要	申告納付 (当分の間、消費税 の申告とあわせて 国に申告、納付)
	2 輸入取引 課税貨物を保税地域から引き取るときまで	
不動産取得税	取得の都度指定した日まで	普通徴収
県たばこ税	翌月末日まで	申告納付
ゴルフ場利用税	翌月15日まで	申告納入
自動車税種別割	(5月) 年分 新規登録分は登録のとき	普通徴収 (新規登録分 は証紙徴収)
自動車税環境性能割	自動車を新規または移転登録するとき	申告納付(証紙)
軽油引取税	翌月末日まで	申告納入
鉱区税	(5月) 年分 新規設定分は指定した日まで	普通徴収
県固定資産税	(4月) 1期 (7月) 2期 (12月) 3期 (2月) 4期	普通徴収
核燃料税	令和8年11月9日まで 価額割: 定期検査中に挿入した新燃料について、当該検査が終了した日の属する月の翌月末日まで 出力割および搬出促進割: 4月から6月、7月から9月、10月から12月および翌1月から3月までをそれぞれ1課税期間とし、各課税期間末日から2か月以内	申告納付
狩猟税	狩猟者の登録を受けるとき	証紙徴収

*地方法人特別税は、平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度について、特別法人事業税は令和元年10月1日以降に開始する事業年度について課されています。

- 普通徴収 納税通知書を納税者に交付することによって、徴収することをいいます。
- 特別徴収 県税の徴収について、便宜を有する方(特別徴収義務者)が、納税義務者から税金を徴収し、県に納入することをいいます。
- 申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき県税の課税標準額および税額を申告し、ならびにその申告した税金を納入することをいいます。
- 申告納付 納税者が、その納付すべき県税の課税標準額および税額を申告し、その申告した税金を納付することをいいます。
- 証紙徴収 県が発行する証紙をもって県税を払い込むことをいいます。